

宇多津町ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇多津町ホームページ（以下、「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広告及びリンク先の内容が、次の各号のいずれかに該当する内容を含む場合は、広告を掲載することができない。

- (1) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (2) 政治、宗教、社会問題に関するもの
- (3) 法令等に違反するもの
- (4) 個人の氏名を広告するもの
- (5) 町長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種又はそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等又はそれらの関連事業者
- (4) その他地方自治体の性質等により広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(規格)

第3条 広告は、町の指定したページ及び位置に次の規格で掲載する。

- (1) 位置 トップページ
- (2) 大きさ 縦72×横240（単位ピクセル）
- (3) 形式 J P E G
- (4) 容量 30KB以下

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、原則として1日から末日までとする。

2 広告掲載の開始日又は終了日が休日であるときは、休日の翌日をもって広告掲載の開始日又は終了日とする。

(掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次の表に掲げるとおりとする。

掲載期間	月額掲載料
1か月	12,000円
2か月以上	7,000円

(掲載の申込)

第6条 広告掲載希望者は、宇多津町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、申し込むものとする。

(掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定により掲載の申込を受け付けたときは、第2条及び第3条の規定に基づき可否を決定し、宇多津町ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載希望が掲載枠の数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

- (1) 公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 町内に本社、支店、営業所、店舗を有する企業・事業者、又は町内で活動する団体
- (3) 掲載を希望する期間がより長いもの

3 前項の規定によっても、なお掲載枠の数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 前条の規定により掲載する旨の通知を受けた者(以下、「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿(画像データ)を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告の原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに掲載料の納付がないとき
- (2) 指定期日までに広告の原稿(画像データ)の提出がないとき
- (3) その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、町はその賠償の責めを負わないものとし、既納の掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第11条 広告主は、広告の内容、広告のデザイン又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容、広告のデザイン又はリンク先を変更しようとする場合は、宇多津町ホームページ掲載広告変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

3 町長は前項の規定による変更の内容について審査し、変更を承認するときは、宇多津町ホームページ掲載広告変更決定通知書(様式第4号)により、広告主に通知する。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、宇多津町ホームページ広告掲載取下申請書(様式第5号)を提出して、町ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除する。

3 第1項の規定により広告を削除した場合、既納の掲載料は、返還しない。

(掲載料の返還)

第13条 広告の掲載開始前、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、既納の掲載料を返還する。ただし、町ホームページの運用に必要な保守等のため一時的に掲載を停止する場合はこの限りでない。

2 広告の掲載開始後、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、掲載料を返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合における当該月分については、日割り計算によるものとし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前各項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、町ホームページに掲載された広告の内容、広告のデザイン又はリンク先のホームページの内容については一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(譲渡等の禁止)

第15条 広告主は、町ホームページへの広告掲載に係る一切の権利について、他に譲渡又は転貸してはならない。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。